
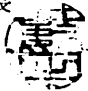





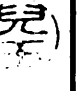
決 裁 伺 書

20125-1362

(決裁日付) 	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 室 長		
	(起案日) 平成25年 3月 5日	(取扱区分) 電子メール送信		
(文書分類) 大 (L) 中 (06) 小 (00)	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 3年	引継	平成26年4月
			廃棄	平成28年4月
(公印使用) 不要	(起案者) 所属 秘書広報課広報戦略 職氏名 主事 室	TEL 6110 赤木 一浩		

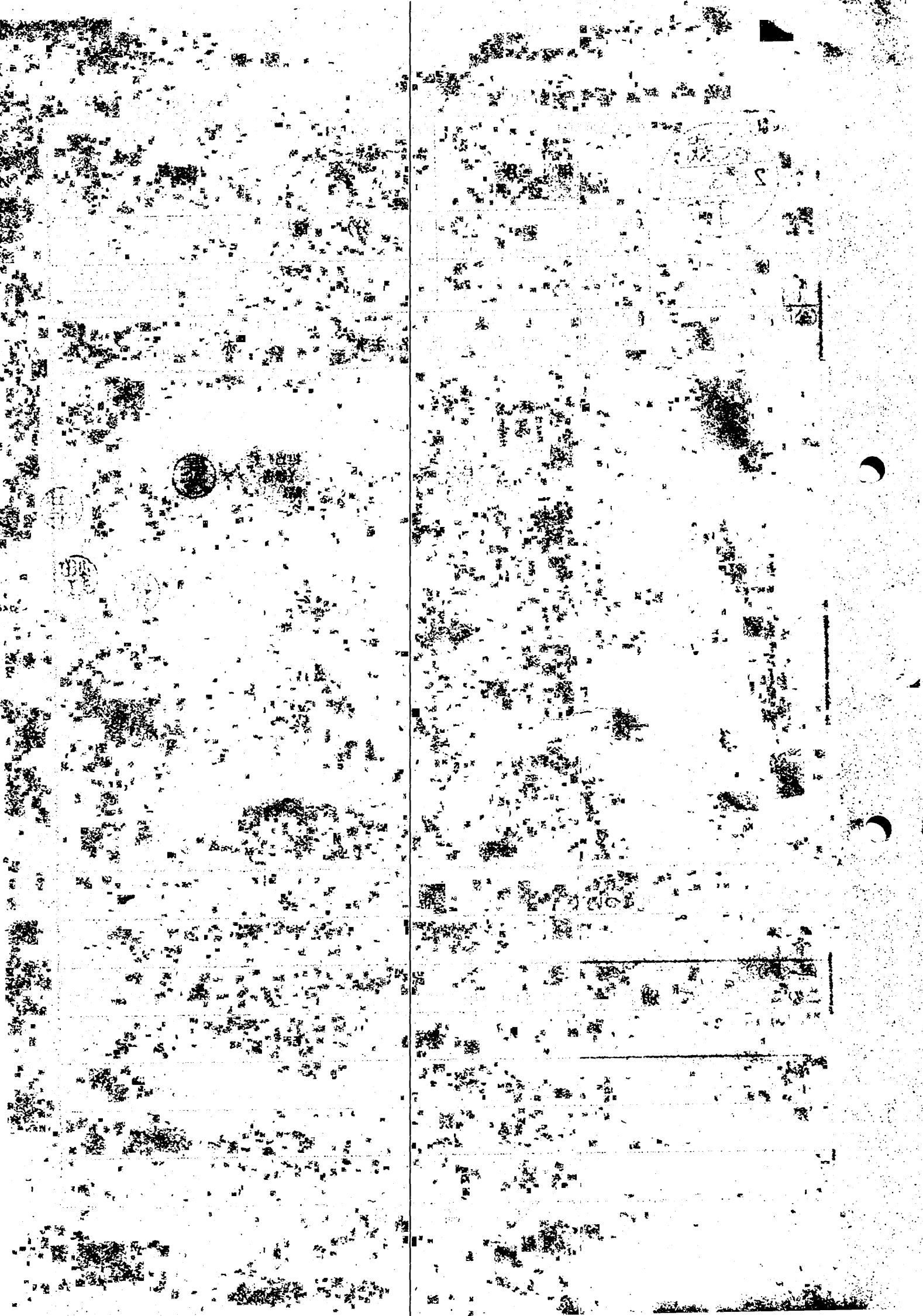
広報戦略室長 

担当リーガー (報道・メディア略)  課員

(標 題)
IT調達協議書の提出について

(伺 い)
このことについて、別案1、2のとおり提出してよろしいか。



総合政策部長 殿

総合政策部長
(秘書広報課広報戦略室)

IT調達協議書

年度	25	事業名	県ホームページ情報掲載システム保守管理業務			
主管課・室	秘書広報課	広報戦略室	担当者	赤木	内線	6110
新規 or 更新	1. 新規 2. 更新					
調達方法 (予定)	1. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) 4. 随契 5. その他 ()					
契約の相手方 (随契の場合)	株式会社 MJG					
公告予定日	平成	年	月	日		
契約予定日	平成25年	4月	1日			
事業完了予定日	平成26年	3月31日				
予算額	2,000,000円					
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) の保守管理業務</p> <p>(システム概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) ・ ・ ・ ホームページ作成の専門知識がなくても、ホームページのひな形を利用してページを作成することができる。また、各課の担当者が作成したページを秘書広報課で集中管理することで、ホームページ閲覧者に配慮した統一感のあるホームページを提供することができる。</p> <p style="text-align: right;">広報戦略室</p>					
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)	<p>平成17年4月に株式会社彼方製システム「ALAYA」を基に構築した県ホームページ情報掲載システムを導入。県内におけるシステムの取扱店が株式会社MJCのみであったため、当該業者がシステムの構築を担当した。当該業者が県ホームページ情報掲載システムの管理運営に必要な技術・知識を有しているため、他の業者に委託した場合に比べ、迅速かつ的確な対応を行うことができることから、現在まで随意契約をしている。</p>					
備考						

御 見 積 書

GB13-9779-00

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

下記のとおり御見積申し上げます。

業務名

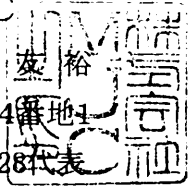
ホームページ情報掲載システム・システム保守

株式会社M J C

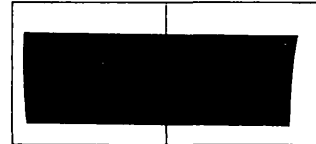
代表取締役 川崎 友裕

宮崎市霧島2丁目84番地1

TEL (0985) 25-8228



金額 ¥1,903,200- (税抜/年額)



見積書有効期限 作成日より1ヶ月

内 容	数 量	単 価	金 額
※県庁ホームページ情報掲載システム			
1 システム保守	12ヶ月		
①ALAYA インストールタイプ	12ヶ月		
②ALAYA コンテンツ一括登録マネージャー	12ヶ月		
③運用サポート			
彼方特別値引			
※保守対象システム			
①ALAYA インストールタイプ			
②ALAYA コンテンツ一括登録マネージャー			
※保守の範囲			
①プログラム更新情報の提供			
②パッチプログラムの提供 (年間2回を目処)			
③貴庁からの技術Q & A対応。(月間2回を目処)			
④サポートはメールでの対応を原則といたしますが、 緊急時は弊社営業日9:00~17:00の電話対応をいたします。 尚、顧客直接のサポートを要する場合は、 別途費用が発生いたします。			
		合 計	1,903,200
ご 提 供 価 格			1,903,200

上海社会科学院
上海图书馆
上海档案馆
上海书店
上海古籍书店
上海古籍书店
上海古籍书店



000

003.300.14

AYALA

AYALA

AYALA



業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社 宮崎情報処理センター（以下「乙」という。）とは、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金1,903,200円	（月額金158,600円）
消費税及び地方消費税	金95,160円	（月額金7,930円）
合計	金1,998,360円	（月額金166,530円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める（別添）業務処理要領（以下「要領」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、1月分の委託業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、当月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第16条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

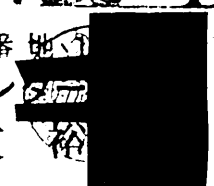
平成24年4月1日

甲 宮崎県
宮崎県知事

河野 俊嗣



乙 宮崎市霧島
株式会社宮崎情報処理センター
代表取締役



の規
るも

業務処理要領

0日

二

- (1) システムの機能追加プログラム及びセキュリティ対策用プログラムの適用作業
- (2) システムの障害発生時に、総合政策部秘書広報課又は宮崎中央データセンターへ
2時間以内での早急な復旧並びに3日以内での原因の調査及び分析
- (3) システム管理に関する相談への対応及び技術的サポート
- (4) 職員に対するシステム研修時のサポート
- (5) その他、甲乙協議の上、必要と認められる事項

がで

の責

その

けれ

報取

事

有す

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

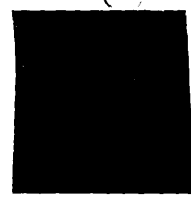
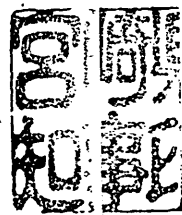
第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても

当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

るもの
は、
い。
。こ
し
ばな
人以
し、
的の
はあ
損の
等を
限り
くは
まし、
当該
もの
ても



20125-1362-2
平成25年3月 日

総合政策部長 殿

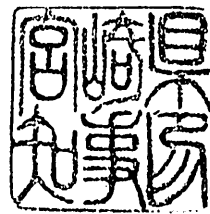
総合政策部長
(秘書広報課広報戦略室)

IT調達協議書

年度	25	事業名	県ホームページ運用管理・作成支援業			
主管課・室	秘書広報課	広報戦略室	担当者	赤木	内線	6110
新規 or 更新	1. 新規 2. 更新 /					
調達方法 (予定)	1. 入札 / 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) 4. 随契 5. その他 ()					
契約の相手方 (随契の場合)	株式会社 MJC					
公告予定日	平成25年 4月 日					
契約予定日	平成25年 6月 1日 /					
事業完了予定日	平成26年 5月31日 /					
予算額	8,127,000円 /					
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援業務 (ホームページヘルプデスク業務)</p> <p>(調達概要) Webページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・諸外車等配慮指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。 /</p> <p>画像等のデザイン及び作成・編集ができること。 /</p>					
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)						
備考						



業務委託契約書



訂正

宮崎県（以下「甲」という。）とスパークジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、県ホームページ運用管理・作成支援業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県ホームページ運用管理・作成支援業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成24年6月1日から平成25年5月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金2,988,000円	（月額	金249,000円）
消費税及び地方消費税額	金149,400円	（月額	金12,450円）
合計	金3,137,400円	（月額	金261,450円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って行わなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書の定めにより毎月の成果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、成果報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、別表に定める業務月の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 2 甲は、翌年度以降に係る甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除が行われた場合には、この契約を解除するものとする。
- 3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第15条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

- 2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果報告書の著作権（著



著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果報告書の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 成果報告書に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
（費用の負担）

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。
（協議）

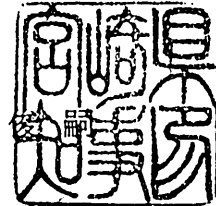
第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年5月2日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河 野



乙 〒880-0844 宮崎市柳丸町122-1
スパークジャパン株式会社
代表取締役社長 関田憲明



(別表)

業務月	委託料
平成24年 6月	261,450円
平成24年 7月	261,450円
平成24年 8月	261,450円
平成24年 9月	261,450円
平成24年10月	261,450円
平成24年11月	261,450円
平成24年12月	261,450円
平成25年 1月	261,450円
平成25年 2月	261,450円
平成25年 3月	261,450円
平成25年 4月	261,450円
平成25年 5月	261,450円

株式会社 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書

1 業務概要

- ・ 県ホームページ情報掲載システム（以下「掲載システム」という。）を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援（ただし、掲載システムを使用しない場合にも対応できること。）
- ・ 各課からの掲載システムを使用したホームページの作成等に関する問い合わせへの対応（ヘルプデスク業務）
- ・ 掲載システムの操作研修業務

2 委託期間

平成24年6月1日から平成25年5月31日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3による長期継続契約）

3 委託条件

- (1) 受託業者は、委託期間のうち、県庁の開庁している期間（宮崎県の休日をも定める条例（平成元年条例第22号）に定める休日を除く。）について、契約書及びこの仕様書に定めるところにより、適切に事務を処理すること。
- (2) Web ページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。
- (3) 県ホームページ全体の管理用ソフトウェア（Adobe Creative Suite5 WEB PREMIUM）は秘書広報課広報戦略室で準備してあるため、管理用ソフトウェアを使用したホームページや画像等のデザイン及び作成・編集ができること。
- (4) 受託業者は、落札日の翌日から平成24年5月31日までの間に、秘書広報課広報戦略室から県ホームページ及び情報掲載システムについての研修等を受け、委託業務開始日からの業務に遺漏なきよう努めること。
- (5) Microsoft Excel 等を使用した日常業務の管理・点検を行い、契約書の定めるところにより作業報告書を作成し、提出すること。
- (6) 業務の遂行に当たっては、職員の適切な配置等、責任を持って体制整備を行い、ホームページの運用管理に支障をきたすことのないよう、十分に留意すること。

4 委託内容

- (1) 各課が掲載システム等を使用して作成し、提出したホームページの技術的な確認・修正（掲載システム上の「調整」及び「承認」）並びに公開作業及び不要なホームページの削除
- (2) リンク切れ等の不具合が発生しているホームページの修正作業
- (3) 掲載システム導入以前に掲載したホームページのシステムへの取り込み作業
- (4) 掲載システムで使用するページテンプレート等の新規作成支援
- (5) ホームページで使用する画像等の新規作成支援
- (6) 各課からのホームページ作成に関する相談、問い合わせへの助言及び操作補助
- (7) 職員に対する「掲載システム」を利用した研修の実施。（研修は1日3時間程度・受講者20名程度を1回として、委託期間中に5回実施すること。講師は、研修を行う「メイン講師」・受講者に対する補助を行う「サブ講師」の計2名とすること。研修内容（マニュアルの印刷製本等は秘書広報課広報戦略室で行う。）及び実施日程は、秘書広報課広報戦略室と協議を行うこと。）

5 成果報告書

- 1) 作業従事日ごとに、1日の作業報告書を作成すること。
- 2) 1か月分の作業報告を成果報告書に取りまとめて、翌月5日までに秘書広報課広報戦略室に提出すること。

6 備考

- (1) 「県ホームページ情報掲載システム」について
 - ・製品名：彼方コンテンツマネジメントシステム(CMS)/ALAYA（アラヤ）
 - ・販売元：彼方株式会社
 - (2) 「宮崎県ホームページ」について
 - ・総ページ数：約 25,000 ページ
(うち、掲載システム分：約 15,000 ページ)
 - ・カテゴリ数：大カテゴリ：7
(暮らし、健康・福祉、雇用・産業、教育・文化、社会基盤、県政情報、災害情報)
小カテゴリ：52
 - ・出先機関等：県警察本部、県議会、企業局、病院局、選挙管理委員会、西臼杵支庁、県土整備部、消費生活センターなど
 - ・コンテンツ：知事室へようこそ「こんにちは。河野です」、チャレンジサイトみやざき、ふるさと宮崎応援サイト、県職員採用案内 など
- その他、詳細については、別紙『「宮崎県ホームページ」概要説明』のとおり

20170-1026
平成22年4月15日

各 部 局 長 殿

県民政策部長

IT 調達 の 適 正 化 に つ い て (通 知)

このことについては、平成17年度からの試行並びに平成19年度からの本運用の結果、5年間で約25億円の経費が削減されたところですが、平成21年度までの成果と課題を踏まえ、平成21年度第3回宮崎県IT推進本部会議(平成22年3月8日開催)において、更なるIT調達の適正化を図ることを決定しました。

また、IT調達関連予算の適正執行については、総務部長からも「平成22年度予算の執行について」(平成22年4月1日付け215-1)で通知されています。

つきましては、協議等の手続を下記のとおり取り扱うこととしたので、宮崎県行政情報化総合調整規程(平成19年訓令8号)第5条の規定により通知します。

記

1 運用の対象範囲

情報システムの構築、改修及び運用・保守に係る経費(通年ベース)で次に掲げるもの

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 委託料 | 100万円以上 |
| (2) 使用料及び賃借料 | 80万円以上 |
| (3) 工事請負費 | 250万円以上 |
| (4) 備品購入費 | 160万円以上 |
| (5) その他IT調達に係る費用(役務費等) | 100万円以上 |

2 予算執行に係るIT調達手続き

- (1) 「予算執行計画書」(様式1)の提出
提出時期 4月末日まで(ただし、各年度第1四半期調達分については、別途通知する)
- (2) 「IT調達協議書」(様式2)の提出
提出時期 予算執行伺起案の60日前まで
- (3) 「調達結果報告書」(様式3)の提出
提出時期 完了(納品確認・検収実施)後14日以内

※ 別紙「情報政策課への協議等について(事務処理フロー)」を参照

3 その他


「IT調達の標準化」の本運用について(平成19年3月29日付け22470-1749)は廃止する。


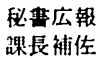


(文書取扱 情報政策課)


提出先	IT調達支援担当 井上、田代
電 話	0985-26-7046(直通)
内 線	2294、2298

決 裁 伺 書

20060-1458

(決裁日付) 	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 課 長		
	(起案日) 平成24年 1月 13日	(取扱区分) 電子メール送信		
(文書分類) 大 中 小 (K) (00) (00)	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 3年	引継	平成25年4月
			廃棄	平成27年4月
(公印使用) 不要	(起案者) TEL 6110 所属 秘書広報課 職氏名 主事 近藤 享			

秘書広報課長 
 秘書広報課長補佐 
 広報担当リーガール 
 課員 

広報企画監 

(標 題)
IT調達協議書の提出について

(伺 い)
このことについて、別案1, 2のとおり提出してよろしいか。

県民政策部長 殿

県民政策部長
(秘書広報課)

IT調達協議書

年度	24	事業名	県ホームページ情報掲載システム保守管理業務			
主管課・室	秘書広報課		担当者	近藤	内線	6110
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新					
調達方法 (予定)	1. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) ④. 随契 5. その他 ()					
契約の相手方 (随契の場合)	株式会社 宮崎情報処理センター					
公告予定日	平成	年	月	日		
契約予定日	平成24年	4月	1日	/		
事業完了予定日	平成25年	3月	31日	/		
予算額	2,000,000円					
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) の保守管理業務</p> <p>(システム概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) …ホームページ作成の専門知識がなくても、ホームページのひな形を利用して、ページを作成することができる。 また、各課の担当者が作成したページを秘書広報課で集中管理することで、ホームページ閲覧者に配慮した統一感のあるホームページを提供することができる。</p>					
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)	<p>平成17年4月に株式会社彼方製システム「ALAYA」を元に構築した県ホームページ情報掲載システムを導入。県内におけるシステムの取扱店が株式会社宮崎情報処理センターのみであったため、当該業者がシステムの構築を担当した。当該業者が県ホームページ情報掲載システムの管理運営に必要な技術・知識を有しているため、他の業者に委託した場合に比べて、迅速かつ的確な対応を行うことができることから、現在まで随意契約をしている。</p>					
備考						

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。



業務委託契約書

1123
契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社 宮崎情報処理センター（以下「乙」という。）とは、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金1,903,200円	(月額)	金158,600円
消費税及び地方消費税	金95,160円	(月額)	金7,930円
合計	金1,998,360円	(月額)	金166,530円

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める（別添）業務処理要領（以下「要領」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果報告書の提出)

第9条 乙は、1月分の委託業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、当月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

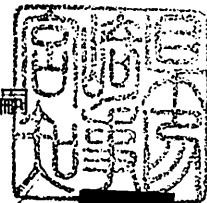
(協議)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

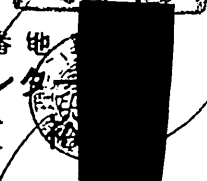
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年 4月 1日

甲 宮崎県
宮崎県知事 河野 俊嗣

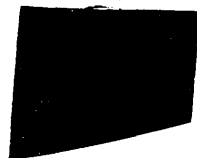


乙 宮崎県霧島市日根町85番地
株式会社宮崎情報処理センター
代表取締役 川崎 友



業務処理要領

- (1) システムの機能追加プログラム及びセキュリティ対策用プログラムの適用作業
- (2) システムの障害発生時に、県民政策部秘書広報課又は宮崎中央データセンターへ2時間以内での早急な復旧並びに3日以内での原因の調査及び分析
- (3) システム管理に関する相談への対応及び技術的サポート
- (4) 職員に対するシステム研修時のサポート
- (5) その他、甲乙協議の上、必要と認められる事項



御見積書

GB11-9854-00

平成24年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

下記のとおり御見積申し上げます。

業務名

ホームページ情報掲載システム・システム保守

株式会社 宮崎情報処理センター

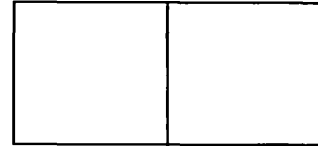
代表取締役 川崎 友裕

宮崎市霧島2丁目85番地1

TEL (0985) 25-8228代表

金額 ¥1,903,200- (税抜)

見積書有効期限 作成日より1ヶ月



内	容	数	量	単	価	金	額	
※県庁ホームページ情報掲載システム								
1	システム保守							
	①ALAYA インストールタイプ	12ヶ月		72,000		864,000		
	②ALAYA コンテンツ一括登録マネージャ	12ヶ月		10,800		129,600		
	③運用サポート	12ヶ月		75,800		909,600		
	※保守対象システム							
	①ALAYA インストールタイプ							
	②ALAYA コンテンツ一括登録マネージャ							
	※保守の範囲							
	①プログラム更新情報の提供							
	②パッチプログラムの提供 (年間2回を目処)							
	③貴庁からの技術Q&A対応。(月間2回を目処)							
	④サポートはメールでの対応を原則といたしますが、 緊急時は弊社営業日9:00~17:00の電話対応をいたします。 尚、顧客直接のサポートを要する場合は、 別途費用が発生いたします。							
	※この御見積書には、消費税は含まれておりません。							
ご提供価格							1,903,200	

(採)

様式2

文書番号
平成24年2月17日

県民政策部長 殿

県民政策部長
(秘書広報課)

IT調達協議書

年度	24	事業名	県ホームページ運用管理・作成支援業務	
主管課・室	秘書広報課		担当者	近藤
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新			
調達方法 (予定)	①. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) 4. 随契 5. その他 ()			
契約の相手方 (随契の場合)				
公告予定日	平成24年 4月10日			
契約予定日	平成24年 6月 1日			
事業完了予定日	平成25年 5月31日			
予算額	8,127,000円			
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援業務。(ハルビクス)</p> <p>(調達概要) Webページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。</p> <p>画像等のデザイン及び作成・編集ができること。</p>			
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)				
備考				

家2
(運用管理)

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。

業務委託契約書



宮崎県(以下「甲」という。)とティーエヌエフ・インターネットソリューションズ株式会社(以下「乙」という。)とは、県ホームページ運用管理・作成支援業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、県ホームページ運用管理・作成支援業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、地方自治法(昭和224条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間(以下「委託期間」という。))は、平成23年6月1日から平成24年5月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額(以下「委託料等」という。))は、次のとおりとする。

委託料	金 3,460,000円	(月額)	金 288,333円
消費税及び地方消費税額	金 173,000円	(月額)	金 14,417円
合計	金 3,633,000円	(月額)	金 302,750円

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を、甲が別に定める県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書(以下「仕様書」という。))及び甲の指示に従って行わなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に定めるとおり成果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、別表に定める業務月の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第15条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果報告書の著作権（著

著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果報告書の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 成果報告書に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
（費用の負担）

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。
（協議）

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年 5月 26日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野 俊嗣



乙 宮崎県宮崎市旭1-8-11 竹原第一ビル
ティーエヌエー・インターネット・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 竹原 英男



(別表)

業務月	委託料
平成23年 6月	302,750円
平成23年 7月	302,750円
平成23年 8月	302,750円
平成23年 9月	302,750円
平成23年10月	302,750円
平成23年11月	302,750円
平成23年12月	302,750円
平成24年 1月	302,750円
平成24年 2月	302,750円
平成24年 3月	302,750円
平成24年 4月	302,750円
平成24年 5月	302,750円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

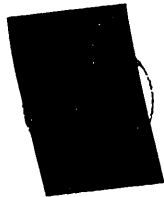
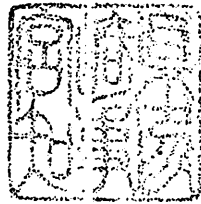
第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書

1 業務概要

- ・ 県ホームページ情報掲載システム（以下「掲載システム」という。）を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援
（ただし、掲載システムを使用しない場合にも対応できること）
- ・ 各課からの掲載システムを使用したホームページの作成等に関する問い合わせへの対応（ヘルプデスク業務）
- ・ 掲載システムの操作研修業務

2 委託期間

平成24年6月1日から平成25年5月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3による長期継続契約）

3 委託条件

- （1） 受託業者は、委託期間のうち、県庁の開庁している期間（宮崎県の休日を定める条例（平成元年条例第22号）に定める休日を除く）について、契約書及びこの仕様書に定めるところにより、適切に事務を処理すること。
- （2） Web ページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。
- （3） 県ホームページ全体の管理用ソフトウェア（Adobe Creative Suite5 WEB PREMIUM）は秘書広報課で準備してあるため、管理用ソフトウェアを使用したホームページや画像等のデザイン及び作成・編集ができること。
- （4） 受託業者は、落札日の翌日から平成24年5月31日までの間に、秘書広報課から県ホームページ及び情報掲載システムについての研修等を受け、委託業務開始日からの業務に遺漏なきよう努めること。
- （5） MicrosoftExcel 等を使用した日常業務の管理・点検を行い、契約書の定めるところにより作業報告書を作成し、提出すること。
- （6） 業務の遂行にあたっては、職員の適切な配置等、責任を持って体制整備を行い、ホームページの運用管理に支障をきたすことのないよう、十分に留意すること。

4 委託内容

- (1) 各課が掲載システム等を使用して作成し、提出したホームページの技術的な確認・修正（掲載システム上の「調整」及び「承認」）並びに公開作業及び不要なホームページの削除。
- (2) リンク切れ等の不具合が発生しているホームページの修正作業
- (3) 掲載システム導入以前に掲載したホームページのシステムへの取り込み作業
- (4) 掲載システムで使用するページテンプレート等の新規作成支援
- (5) ホームページで使用する画像等の新規作成支援
- (6) 各課からのホームページ作成に関する相談、問い合わせへの助言及び操作補助
- (7) 職員に対して「掲載システム」を利用した研修を、1日3時間程度・受講者20名程度を1回として、委託期間中に5回実施すること。

講師は、研修を行う「メイン講師」・受講者に対する補助を行う「サブ講師」の計2名とすること。研修内容（マニュアルの印刷製本等は秘書広報課で行う）及び実施日程は、秘書広報課と協議を行うこと。

5 成果報告書

- (1) 作業従事日ごとに、1日の作業報告書を作成すること。
- (2) 1か月分の作業報告を取りまとめて、翌月5日までに秘書広報課に提出すること。

6 備考

- (1) 「県ホームページ情報掲載システム」について
 - ・製品名：彼方コンテンツマネジメントシステム(CMS)/ALAYA（アラヤ）
 - ・販売元：彼方株式会社
- (2) 「宮崎県ホームページ」について
 - ・総ページ数：約 25,000 ページ
(うち、掲載システム分：約 14,000 ページ)
 - ・カテゴリ数：大カテゴリ：7
(暮らし、健康・保健、雇用・産業、教育・文化、社会基盤、県政情報、募集のお知らせ、災害情報)
小カテゴリ：52
 - ・出先機関等：県警察本部、県議会、企業局、病院局、選挙管理委員会、西臼杵支庁、県土整備部、消費生活センター、など
 - ・コンテンツ：知事室へようこそ「こんにちは。河野です」、チャレンジサイトみやざき、ふるさと宮崎応援サイト、県職員採用案内 など
 - その他、詳細については、別紙『「宮崎県ホームページ」概要説明』のとおり

20170-1026

平成22年4月15日

各 部 局 長 殿

県民政策部長

IT 調達 の 適 正 化 に つ い て (通 知)

このことについては、平成17年度からの試行並びに平成19年度からの本運用の結果、5年間で約25億円の経費が削減されたところですが、平成21年度までの成果と課題を踏まえ、平成21年度第3回宮崎県IT推進本部会議（平成22年3月8日開催）において、更なるIT調達の適正化を図ることを決定しました。

また、IT調達関連予算の適正執行については、総務部長からも「平成22年度予算の執行について」（平成22年4月1日付け215-1）で通知されています。

つきましては、協議等の手続を下記のとおり取り扱うこととしたので、宮崎県行政情報化総合調整規程（平成19年訓令8号）第5条の規定により通知します。

記

1 運用の対象範囲

情報システムの構築、改修及び運用・保守に係る経費（通年ベース）で次に掲げるもの

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 委託料 | 100万円以上 |
| (2) 使用料及び賃借料 | 80万円以上 |
| (3) 工事請負費 | 250万円以上 |
| (4) 備品購入費 | 160万円以上 |
| (5) その他IT調達に係る費用（役務費等） | 100万円以上 |

2 予算執行に係るIT調達手続き

- (1) 「予算執行計画書」（様式1）の提出
提出時期 4月末日まで（ただし、各年度第1四半期調達分については、別途通知する）
- (2) 「IT調達協議書」（様式2）の提出
提出時期 予算執行伺起案の60日前まで
- (3) 「調達結果報告書」（様式3）の提出
提出時期 完了（納品確認・検収実施）後14日以内

※ 別紙「情報政策課への協議等について（事務処理フロー）」を参照

3 その他

「IT調達の標準化」の本運用について」（平成19年3月29日付け22470-1749）は廃止する。





（文書取扱 情報政策課）

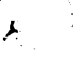
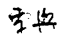
提出先	IT調達支援担当 井上、田代
電 話	0985-26-7046（直通）
内 線	2294、2298

決 裁 伺 書

20060-1303

(決裁日付) 決裁 23.10.-7 丁	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 課 長	
	(起案日) 平成23年 10月 7日	(取扱区分) 電子メール送信	
(文書分類) 大 (K) 中 (00) 小 (00)	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 3年	引継 平成25年4月
			廃棄 平成27年4月
(公印使用) 不要	(起案者) 所属 秘書広報課	TEL 6110 職氏名 主事 近藤 享	

秘書広報課長 
 秘書広報課長補佐 
 広報担当リーガー 
 課員 

広報企画監 
 字典 

(標 題)
平成24年度当初予算編成におけるIT調達協議について (回答)

(伺 い)
このことについて、別案のとおり回答してよろしいか。

20060 - 1303
平成23年10月 日

情報政策課長 殿

秘書広報課長

平成24年度当初予算に関するIT調達協議 対象事業一覧

No	事業名	担当者名 内線	備考
1	県ホームページ整備事業 (県ホームページ運用管理・作成支援業務)	近藤 6110	
2	県ホームページ整備事業 (県ホームページ情報掲載システム保守管理業務)	近藤 6110	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

平成24年度当初予算に関するIT調達協議書

事業名	県ホームページ運用管理・作成支援業務	
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新	
調達方法 (予定)	①. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) 4. 随契 5. その他 ()	
契約の相手方 (随契の場合)		
予算要望額	8,127,000 円	
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム(ALAYA)を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援業務。</p> <p>(調達概要) Webページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。</p> <p>県ホームページ全体の管理用ソフトウェア(Adobe Creative Suite5 WEB PREMIUM)は秘書広報課で準備してあるため、管理用ソフトウェアを使用したホームページや画像等のデザイン及び作成・編集ができること。</p>	
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)		
備考	契約予定日 平成24年6月1日 事業完了予定日 平成25年5月31日	

※太線枠内を記入してください。

新規事業の場合、概説書(案)を添付すれば、「調達内容」及び「懸案事項等」の記入は不要です。

平成24年度当初予算に関するIT調達協議書

事業名	県ホームページ情報掲載システム保守管理業務	
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新	
調達方法 (予定)	1. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) ④. 随契 5. その他 ()	
契約の相手方 (随契の場合)	株式会社 宮崎情報処理センター	
予算要望額	2,000,000 円	
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) の保守管理業務</p> <p>(システム概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) …ホームページ作成の専門知識がなくても、ホームページのひな形を利用して、ページを作成することができる。 また、各課の担当者が作成したページを秘書広報課で集中管理することで、ホームページ閲覧者に配慮した統一感のあるホームページを提供することができる。</p>	
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)		
備考	<p>契約予定日 平成24年4月1日</p> <p>事業完了予定日 平成25年3月31日</p>	

※太線枠内を記入してください。

新規事業の場合、概説書(案)を添付すれば、「調達内容」及び「懸案事項等」の記入は不要です。

20170-1412
平成23年9月26日

本庁各課（局・室）長 殿

情報政策課長
財政課長

平成24年度当初予算編成におけるIT調達協議について（通知）

平成24年度新規・改善事業で行政情報システムの開発を計画している所属は、概説書作成に当たり情報政策課と協議を行うことが総務部長より平成23年9月5日付け215-1213で通知されたところですが、既存システムの改修及び運用・保守等も含め、下記のとおり取り扱いますので通知します。

つきましては、貴課（出先機関を含む。）で該当する事業を取りまとめの上、10月13日（木）までに報告してください。

記

1 対象事業（平成23年度と同じ）

情報システムの構築、改修及び運用・保守に係る経費（通年ベース）で次に掲げるもの

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 委託料 | 100万円以上 |
| (2) 使用料及び賃借料 | 80万円以上 |
| (3) 工事請負費 | 250万円以上 |
| (4) 備品購入費 | 160万円以上 |
| (5) その他IT調達に係る費用（役務費等） | 100万円以上 |

2 予算編成に当たっての検討の視点

(1) 新規システムの構築・システム更新

次の視点から十分な検討を行うこと

ア ASP・SaaS型サービス（注1）の利用

自前でシステムを構築・保有せず、ASP・SaaSベンダーのソフトウェアが利用できないか検討すること

イ 行政情報システムの共同利用

既に類似のシステムを運用している所属がある場合は、共同利用が可能か検討すること。また、市町村とも共同利用が可能か検討すること

ウ サーバのiDC（注2）への移設

庁内にシステムのサーバを設置している場合は、県iDCへの移設を積極的に検討すること

注1：ASP（Application Service Provider）、SaaS（Software as a Service）型サービスとは、システムやソフトウェアを自前で保有せず、ネットワーク経由でサービスとして利用する形態

注2：iDC（Internet Data Center）とは、大量のサーバーを収容し、インターネット接続サービスや保守・運用サービスを提供する施設

(2) システムの運用・保守

次の視点から経費節減の検討を行うこと

ア 保守実績の内容精査

過去の保守作業報告書の内容を精査し、保守契約書に必要（実績）のない保守項目が含まれたまま契約を継続していないか検証すること

イ フルメンテナンス対応からスポットメンテナンス対応への移行

保険的意味合いの強いフルメンテナンス対応から、トラブルに対応しただけ保守料を支払うスポットメンテナンス対応に移行できないか検討すること

3 報告様式

別添様式1及び2のとおり（職員ポータルサイトのファイル共有（全庁）「情報政策課」の「IT調達支援」フォルダよりダウンロードしてください）

4 報告方法

様式（Excel ファイル）に記入の上、メールで報告してください。

5 報告先

情報政策課 IT調達支援担当 田代

6 その他

個別にヒアリングが必要と判断した事業については、情報政策課から担当課に直接連絡します。


（文書取扱 情報政策課）



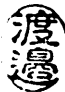
問い合わせ先 IT調達支援担当 井上、田代 ※問い合わせは、メールでお願いします。
--


決 裁 伺 書

20060-1487

(決裁日付) 決裁 23.2.23 丁	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 課 長		
(文書分類) 大 (K) 中 (00) 小 (00)	(起案日) 平成23年 2月 23日	(取扱区分) 電子メール送信		
(公印使用) 不要	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 3年	引継 廃棄	平成24年4月 平成26年4月
(起案者) 所属 秘書広報課		TEL 6110 職氏名 主事 近藤 享		

課員 

秘書広報課長 
 秘書広報課長補佐 
 広報担当リーガ- 

広報企画監 

(標 題)
IT調達協議書の提出について

(伺 い)
このことについて、別案のとおり提出してよろしいか。

文書番号
平成23年2月 日

県民政策部長 殿

県民政策部長
(秘書広報課)

IT調達協議書

年度	23	事業名	県ホームページ情報掲載システム保守管理業務			
主管課・室	秘書広報課		担当者	近藤 享	内線	6110
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新					
調達方法 (予定)	1. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) ④. 随契 5. その他 ()					
契約の相手方 (随契の場合)	株式会社 宮崎情報処理センター					
公告予定日	平成	年	月	日		
契約予定日	平成23年	4月	1日			
事業完了予定日	平成24年	3月31日				
予算額	2,000,000円					
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) の保守管理業務</p> <p>(システム概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) …ホームページ作成の専門知識がなくても、ホームページのひな形を利用して、ページを作成することができる。 また、各課の担当者が作成したページを秘書広報課で集中管理することで、ホームページ閲覧者に配慮した統一感のあるホームページを提供することができる。</p>					
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)						
備考						

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。



業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社 宮崎情報処理センター（以下「乙」という。）とは、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金1,903,200円	（月額 金158,600円）
消費税及び地方消費税	金 95,160円	（月額 金 7,930円）
合計	金1,998,360円	（月額 金166,530円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める（別添）業務処理要領（以下「要領」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、1月分の委託業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、当月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

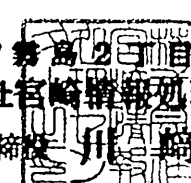
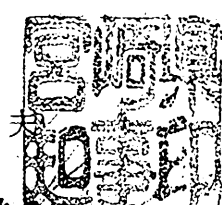
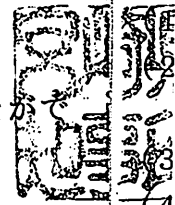
第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年 4月 1日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 東 国 原 英 夫

乙 宮 崎 市 霧 島 2 丁 自 8 5 番 地 1
株 式 会 社 宮 崎 情 報 処 理 セ ン タ ー
代 表 取 締 役 川 崎 友 裕



規
も

業務処理要領

日



システムの機能追加プログラム及びセキュリティ対策用プログラムの適用作業

システムの障害発生時に、県民政策部秘書広報課又は宮崎中央データセンターへ

2時間以内での早急な復旧並びに3日以内での原因の調査及び分析

(3) システム管理に関する相談への対応及び技術的サポート

(4) 職員に対するシステム研修時のサポート

(5) その他、甲乙協議の上、必要と認められる事項

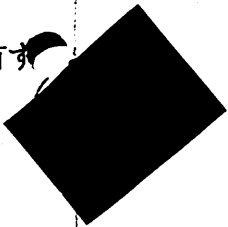
責

の

れ

項

目



御見積書

GB11-9779-00

平成23年 2月 3日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

下記のとおり御見積申し上げます。

業務名

ホームページ情報掲載システム・システム保守

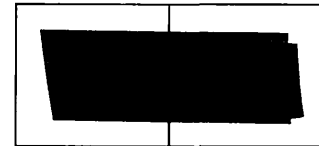
株式会社 宮崎情報処理センター

代表取締役 川崎 友裕

宮崎市霧島2丁目85番地1

TEL (0985) 25-8228代表

金額 ¥1,903,200- (税込)



見積書有効期限 作成日より1ヶ月

内	容	数	量	単	価	金	額
※県庁ホームページ情報掲載システム							
1	システム保守						
	①ALAYA インストールタイプ	12ヶ月					
	②ALAYA コンテンツ一括登録マネージャー	12ヶ月					
	③運用サポート	12ヶ月					
※保守対象システム							
	①ALAYA インストールタイプ						
	②ALAYA コンテンツ一括登録マネージャ						
※保守の範囲							
	①プログラム更新情報の提供						
	②パッチプログラムの提供 (年間2回を目処)						
	③貴庁からの技術Q & A対応。(月間2回を目処)						
	④サポートはメールでの対応を原則といたしますが、 緊急時は弊社営業日9:00~17:00の電話対応をいたします。 尚、顧客直接のサポートを要する場合は、 別途費用が発生いたします。						
※この御見積書には、消費税は含まれておりません。							
ご提供価格							1,903,200

県民政策部長 殿

県民政策部長
(秘書広報課)

IT調達協議書

年度	23	事業名	県ホームページ運用管理・作成支援業務			
主管課・室	秘書広報課		担当者	近藤	内線	6110
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新					
調達方法 (予定)	①. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) 4. 随契 5. その他 ()					
契約の相手方 (随契の場合)						
公告予定日	平成23年5月6日					
契約予定日	平成23年6月1日					
事業完了予定日	平成24年5月31日					
予算額	8,127,000円					
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援業務。</p> <p>(調達概要) Webページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。</p> <p>画像等のデザイン及び作成・編集ができること。</p>					
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)						
備考						

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。

業務委託契約書



宮崎県（以下「甲」という。）とティーエヌエー・インターネット・ソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）とは、県ホームページ運用管理・作成支援業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県ホームページ運用管理・作成支援業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金	3,460,000円	（月額	金	288,333円）
消費税及び地方消費税額	金	173,000円	（月額	金	14,417円）
合計	金	3,633,000円	（月額	金	302,750円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を、甲が別に定める県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って行わなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書に定めるとおり成果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、別表に定める業務月の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第15条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権

法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

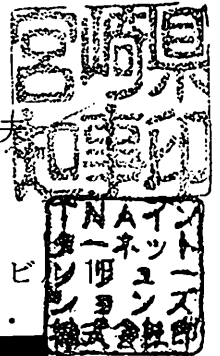
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年 5月 28日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 東国原 英夫

乙 宮崎県宮崎市旭1-8-11 竹原第一ビ
ティーエヌエー・インターネット・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 竹原 英男



(別表)

業務月	委託料
平成22年 6月	302,750円
平成22年 7月	302,750円
平成22年 8月	302,750円
平成22年 9月	302,750円
平成22年10月	302,750円
平成22年11月	302,750円
平成22年12月	302,750円
平成23年 1月	302,750円
平成23年 2月	302,750円
平成23年 3月	302,750円
平成23年 4月	302,750円
平成23年 5月	302,750円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書

1 業務概要

- ・ 県ホームページ情報掲載システム（以下「掲載システム」という。）を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援
（ただし、掲載システムを使用しない場合にも対応できること）
- ・ 各課からの掲載システムを使用したホームページの作成等に関する問い合わせへの対応（ヘルプデスク業務）
- ・ 掲載システムの操作研修業務

2 委託期間

平成22年6月1日から平成23年5月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3による長期継続契約）

3 委託条件

- （1） 受託業者は、委託期間のうち、県庁の開庁している期間（宮崎県の休日を定める条例（平成元年条例第22号）に定める休日を除く）について、契約書及びこの仕様書に定めるところにより、適切に事務を処理すること。
- （2） Web ページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針- 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス- 第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。
- （3） 画像等のデザイン及び作成・編集ができること。
- （4） ホームページや画像等のデザイン及び作成に使用するソフトウェア及び掲載システムを使用しない場合における県ホームページ全体の管理用ソフトウェア等を準備すること。
- （5） 受託業者は、落札日の翌日から平成22年5月31日までの間に、秘書広報課から県ホームページ及び情報掲載システムについての研修等を受け、委託業務開始日からの業務に遺漏なきよう努めること。
- （6） Microsoft Access 等を使用した日常業務の管理・点検を行い、契約書の定めるところにより作業報告書を作成し、提出すること。
- （7） 業務の遂行にあたっては、職員の適切な配置等、責任を持って体制整備を行い、ホームページの運用管理に支障をきたすことのないよう、十分に留意すること。

4 委託内容

- (1) 各課が掲載システム等を使用して作成し、提出したホームページの技術的な確認・修正（掲載システム上の「調整」及び「承認」）並びに公開作業及び不要なホームページの削除。
- (2) リンク切れ等の不具合が発生しているホームページの修正作業
- (3) 掲載システム導入以前に掲載したホームページのシステムへの取り込み作業
- (4) 掲載システムで使用するページテンプレート等の新規作成支援
- (5) ホームページで使用する画像等の新規作成支援
- (6) 各課からのホームページ作成に関する相談、問い合わせへの助言及び操作補助
- (7) 職員に対して「掲載システム」を利用した研修を、1日3時間程度・受講者20名程度を1回として、委託期間中に5回実施すること。

講師は、研修を行う「メイン講師」・受講者に対する補助を行う「サブ講師」の計2名とすること。研修内容（マニュアルの印刷製本等は秘書広報課で行う）及び実施日程は、秘書広報課と協議を行うこと。

5 成果報告書

- (1) 作業従事日ごとに、1日の作業報告書を作成すること。
- (2) 1か月分の作業報告を取りまとめて、翌月5日までに秘書広報課に提出すること。

6 備考

- (1) 「県ホームページ情報掲載システム」について
 - ・製品名：彼方コンテンツマネジメントシステム(CMS)/ALAYA（アラヤ）
 - ・販売元：彼方株式会社
 - (2) 「宮崎県ホームページ」について
 - ・総ページ数：約 20,000 ページ
(うち、掲載システム分：約 12,000 ページ)
 - ・カテゴリ数：大カテゴリ：7（暮らし、健康・保健、雇用・産業、教育・文化、社会基盤、県政情報、募集のお知らせ）
小カテゴリ：47
 - ・出先機関等：県警察本部、県議会、企業局、病院局、選挙管理委員会、西臼杵支庁、
県土整備部、消費生活センター、など
 - ・コンテンツ：知事の部屋「元氣じゃひか？東国原です」、宮崎への移住はココから、
企業立地のご案内、県職員採用案内 など
- その他、詳細については、別紙「『宮崎県ホームページ』概要説明」のとおり

県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書

1 業務概要

- ・ 県ホームページ情報掲載システム（以下「掲載システム」という。）を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援
（ただし、掲載システムを使用しない場合にも対応できること）
- ・ 各課からの掲載システムを使用したホームページの作成等に関する問い合わせへの対応（ヘルプデスク業務）
- ・ 掲載システムの操作研修業務

2 委託期間

平成23年6月1日から平成24年5月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3による長期継続契約）

3 委託条件

- （1） 受託業者は、委託期間のうち、県庁の開庁している期間（宮崎県の休日を定める条例（平成元年条例第22号）に定める休日を除く）について、契約書及びこの仕様書に定めるところにより、適切に事務を処理すること。
- （2） Web ページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。
- （3） 県ホームページ全体の管理用ソフトウェア（Adobe Creative Suite5 WEB PREMIUM）は秘書広報課で準備してあるため、管理用ソフトウェアを使用したホームページや画像等のデザイン及び作成・編集ができること。
- （4） 受託業者は、落札日の翌日から平成23年5月31日までの間に、秘書広報課から県ホームページ及び情報掲載システムについての研修等を受け、委託業務開始日からの業務に遺漏なきよう努めること。
- （5） Microsoft Access 等を使用した日常業務の管理・点検を行い、契約書の定めるところにより作業報告書を作成し、提出すること。
- （6） 業務の遂行にあたっては、職員の適切な配置等、責任を持って体制整備を行い、ホームページの運用管理に支障をきたすことのないよう、十分に留意すること。

4 委託内容

- (1) 各課が掲載システム等を使用して作成し、提出したホームページの技術的な確認・修正（掲載システム上の「調整」及び「承認」）並びに公開作業及び不要なホームページの削除。
- (2) リンク切れ等の不具合が発生しているホームページの修正作業
- (3) 掲載システム導入以前に掲載したホームページのシステムへの取り込み作業
- (4) 掲載システムで使用するページテンプレート等の新規作成支援
- (5) ホームページで使用する画像等の新規作成支援
- (6) 各課からのホームページ作成に関する相談、問い合わせへの助言及び操作補助
- (7) 職員に対して「掲載システム」を利用した研修を、1日3時間程度・受講者20名程度を1回として、委託期間中に5回実施すること。
講師は、研修を行う「メイン講師」・受講者に対する補助を行う「サブ講師」の計2名とすること。研修内容（マニュアルの印刷製本等は秘書広報課で行う）及び実施日程は、秘書広報課と協議を行うこと。

5 成果報告書

- (1) 作業従事日ごとに、1日の作業報告書を作成すること。
- (2) 1か月分の作業報告を取りまとめて、翌月5日までに秘書広報課に提出すること。

6 備考

- (1) 「県ホームページ情報掲載システム」について
 - ・製品名：彼方コンテンツマネジメントシステム(CMS)/ALAYA（アラヤ）
 - ・販売元：彼方株式会社

- (2) 「宮崎県ホームページ」について
 - ・総ページ数：約20,000ページ
（うち、掲載システム分：約13,000ページ）
 - ・カテゴリ数：大カテゴリ：7
（暮らし、健康・保健、雇用・産業、教育・文化、社会基盤、県政情報、募集のお知らせ、災害情報）
小カテゴリ：52
 - ・出先機関等：県警察本部、県議会、企業局、病院局、選挙管理委員会、西臼杵支庁、県土整備部、消費生活センター、など
 - ・コンテンツ：知事室へようこそ「こんにちは。河野です」、チャレンジサイトみやぎき、ふるさと宮崎応援サイト、県職員採用案内 など
 - その他、詳細については、別紙『「宮崎県ホームページ」概要説明』のとおり

決 裁 伺 書

20060-1605

(決裁日付) 決裁 22.3.-8 丁	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 課 長
(文書分類) 大 中 小 (A) (00) (00)	(起案日) 平成22年 3月 8日	(取扱区分) 電子メール送信
(公印使用) 不要	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 1年
	(起案者) 所属 秘書広報課	引継 ー 廃棄 平成23年4月
	(起案者) 職氏名 主事	TEL 6110 近藤 享

秘書広報
課長

秘書広報
課長補佐

広報担当
リーダー

課員

広報企画
監

(標 題)
IT調達協議書の提出について (回答)

(伺 い)
このことについて、別案のとおり回答してよろしいか。

(案)

20060-
平成22年3月 日

情報政策課長 殿

秘書広報課長

IT 調達協議書の提出について (回答)

平成22年2月15日付け22170-1785で依頼のありました標記については、別紙のとおりです。

広報担当 近藤

内線 : 6110

Email : kondoh-akira@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙1)

IT調達協議書

		提出日	平成22年 月 日		
年度	22	事業名	県ホームページ運用管理・作成支援業務		
主管課・室	秘書広報課		担当者	近藤	内線 6110
新規 or 更新	① 新規 2. 更新				
調達方法 (予定)	① 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) 4. 随契 5. その他 ()				
契約の相手方 (随契の場合)					
公告予定日	平成 年 月 日				
契約予定日	平成22年 6月 1日				
事業完了予定日	平成23年 5月31日				
予算額	8,127,000円				
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援業務。</p> <p>(調達概要) Webページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部: ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。</p> <p>画像等のデザイン及び作成・編集ができること。</p>				
懸案事項等 (更新の場合は、 現システムの 課題を記述)					
備考					

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。



業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）とアイコムティ株式会社（以下「乙」という。）とは、県ホームページ運用管理・作成支援業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、県ホームページ運用管理・作成支援業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

委託期間

第2条 委託業務の委託期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）

は、次のとおりとする。

委託料	金	2,880,000円	(月額	金	240,000円)
消費税及び地方消費税額	金	144,000円	(月額	金	12,000円)
合計	金	3,024,000円	(月額	金	252,000円)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を、甲が別に定める県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って行わなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に定めるとおり成果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

宮崎県知事印

2 甲は、成果報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、別表に定める業務月の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第15条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を

いう。)を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年 5月 25日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 東 国 原 英

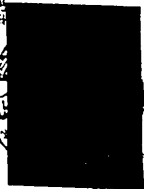


乙

〒880-0002 宮崎市中央通4番7号 ケネディビル2階

アイコムティ株式会社

代表取締役社長 大 島 良



(別表)

業務月	委託料
平成21年 6月	/252,000円
平成21年 7月	/252,000円
平成21年 8月	/252,000円
平成21年 9月	/252,000円
平成21年10月	/252,000円
平成21年11月	/252,000円
平成21年12月	/252,000円
平成22年 1月	/252,000円
平成22年 2月	/252,000円
平成22年 3月	(252,000円
平成22年 4月	252,000円
平成22年 5月	252,000円



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

県ホームページ運用管理・作成支援業務仕様書

1 業務概要

- ・ 県ホームページ情報掲載システムを（以下「掲載システム」という。）を使用した県ホームページの運用管理及び作成支援
（ただし、掲載システムを使用しない場合にも対応できること）
- ・ 各課からの掲載システムを使用したホームページの作成等に関する問い合わせへの対応（ヘルプデスク業務）

2 委託期間

平成21年6月1日から平成22年5月31日

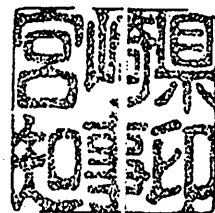
（地方自治法（昭和22年法第67号）第234条の3による長期継続契約）

3 委託条件

- （1） 受託業者は、委託期間のうち、県庁の開庁している期間（宮崎県の休日を定める条例（平成元年条例第22号）に定める休日を除く）について、契約書及びこの仕様書に定めるところにより、適切に事務を処理すること。
- （2） Web ページを作成するための言語である「XHTML1.1」、「CSS2.0」、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」及び「宮崎県ホームページバリアフリー化のための手引書」を十分理解し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したホームページの作成ができること。
- （3） 画像等のデザイン及び作成・編集ができること。
- （4） ホームページや画像等のデザイン及び作成に使用するソフトウェア及び掲載システムを使用しない場合における県ホームページ全体の管理用ソフトウェア等を準備すること。
- （5） 受託業者は、落札日の翌日から平成21年5月31日までの間に、秘書広報課から県ホームページ及び情報掲載システムについての研修等を受け、委託業務開始日からの業務に遺漏なきよう努めること。
- （6） Microsoft Access 等を使用した日常業務の管理・点検を行い、契約書の定めるところにより作業報告書を作成し、提出すること。
- （7） 業務の遂行にあたっては、職員の適切な配置等、責任を持って体制整備を行い、ホームページの運用管理に支障をきたすことのないよう、十分に留意すること。

4 委託内容

- (1) 各課が掲載システム等を使用して作成し、提出したホームページの技術的な確認・修正（掲載システム上の「調整」及び「承認」）並びに公開作業及び不要なホームページの削除。
- (2) リンク切れ等の不具合が発生しているホームページの修正作業
- (3) 掲載システム導入以前に掲載したホームページのシステムへの取り込み作業
- (4) 掲載システムで使用するページテンプレート等の新規作成支援
- (5) ホームページで使用する画像等の新規作成支援
- (6) 各課からのホームページ作成に関する相談、問い合わせへの助言及び操作補助



5 成果報告書

- (1) 作業従事日ごとに、1日の作業報告書を作成すること。
- (2) 1ヶ月分の作業報告を取りまとめて、翌月5日までに秘書広報課に提出すること。

6 備考

- (1) 「県ホームページ情報掲載システム」について
 - ・製品名：彼方コンテンツマネジメントシステム(CMS)/ALAYA (アラヤ)
 - ・販売元：彼方株式会社

- (2) 「宮崎県ホームページ」について
 - ・総ページ数：約 20,000 ページ
(うち、掲載システム分：約 10,000 ページ)
 - ・カテゴリ数：大カテゴリ：7 (暮らし、健康・保健、雇用・産業、教育・文化、社会基盤、県政情報、募集のお知らせ)
小カテゴリ：47
 - ・出先機関等：県警察本部、県議会、企業局、病院局、選挙管理委員会、西臼杵支庁、県土整備部、消費生活センター、など
 - ・コンテンツ：知事の部屋「元氣じゃひか？東国原です」、宮崎ふるさと暮らしリサーチ、企業立地のご案内、県職員採用案内 など

(別紙2)

IT調達協議書

		提出日	平成22年 月 日			
年度	22	事業名	県ホームページ情報掲載システム保守管理業務			
主管課・室	秘書広報課		担当者	近藤 享	内線	6110
新規 or 更新	1. 新規 ②. 更新					
調達方法 (予定)	1. 入札 2. 入札 (WTO) 3. 企画提案競争 (コンペ) ④. 随契 5. その他 ()					
契約の相手方 (随契の場合)	株式会社 宮崎情報処理センター					
公告予定日	平成 年 月 日					
契約予定日	平成22年 4月 1日					
事業完了予定日	平成23年 3月 31日					
予算額	2,000,000					
調達内容 (事業概要と調達システムの概要)	<p>(事業概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) の保守管理業務</p> <p>(システム概要) 県ホームページ情報掲載システム (ALAYA) …ホームページ作成の専門知識がなくても、ホームページのひな形を利用して、ページを作成することができる。 また、各課の担当者が作成したページを秘書広報課で集中管理することで、ホームページ閲覧者に配慮した統一感のあるホームページを提供することができる。</p>					
懸案事項等 (更新の場合は、現システムの課題を記述)						
備考						

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。

H21 契約書



業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社 宮崎情報処理センター（以下「乙」という。）とは、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県ホームページ情報掲載システム保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成21年4月1日から平成22年1月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金1,586,000円	（月額 金158,600円）
消費税及び地方消費税	金79,300円	（月額 金7,930円）
合計	金1,665,300円	（月額 金166,530円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の内容）

第5条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 乙は、委託業務を甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果報告書の提出）

第10条 乙は、1月分の委託業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、当月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第16条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年 4月 1日

甲 宮崎県
宮崎県知事 東国原 英夫



乙 宮崎市霧島2丁目3番地4
株式会社宮崎情報処理センター
代表取締役 川崎 友裕



業 務 内 容

- (1) システムの機能追加プログラム及びセキュリティ対策用プログラムの適用作業
- (2) システムの障害発生時に、県民政策部秘書広報課又は宮崎中央データセンターへ2時間以内での早急な復旧並びに3日以内での原因の調査及び分析
- (3) システム管理に関する相談への対応及び技術的サポート
- (4) 職員に対するシステム研修時のサポート
- (5) その他、甲乙協議の上、必要と認められる事項

各所属長 殿

情報政策課長

I T 調達協議書の提出について（依頼）

依頼文

I T 調達の適正化については、これまで「I T 調達の標準化の本運用について(平成19年3月29日付け 22470-1479)」に基づき、運用してきたところですが、依然として徹底が図られていない事案が散見されます。

このため、平成22年度から運用の徹底を図ることとしているところではありますが、当面、平成22年度第1四半期に調達を予定している事業については、下記のとおり、I T 調達協議書を提出していただくようお願いします。

記

1 提出期限

原則として予算執行伺起案の60日前 ✓

2 対象範囲

情報システムの構築、改修及び運用・保守、情報関連機器の導入に係る経費で次に掲げるもの(通年ベース)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 委託料 | 100万円以上 ✓ |
| (2) 使用料及び賃借料 | 80万円以上 |
| (3) 工事請負費 | 250万円以上 |
| (4) 備品購入費 | 160万円以上 |
| (5) その他 I T 調達に係る費用(役務費等) | 100万円以上 |

3 留意事項

- (1) 調達の初年度に協議し、その後、内容に変更がないものについては対象外 ✓
- (2) 調達の初年度に協議したものであっても、内容に大幅な変更(当初契約の3割以上、または1000万円以上)があるものは要提出
- (3) 調達の初年度に協議していないものは要提出

半年以上の運用

IT調達支援担当

岡崎, 井上(内線:2294, 2298)

IT調達協議書

		提出日	平成 年 月 日		
年度		事業名			
主管課・室		担当者		内線	
新規 or 更新	1. 新規 2. 更新				
調達方法（予定）	1. 入札 2. 入札（WTO） 3. 企画提案競争（コンペ） 4. 随契 5. その他（ ）				
契約の相手方 （随契の場合）					
公告予定日	平成	年	月	日	
契約予定日	平成	年	月	日	
事業完了予定日	平成	年	月	日	
予算額					
調達内容 （事業概要と調達システムの概要）					
懸案事項等 （更新の場合は、現システムの課題を記述）					
備 考					

※太線枠内を記入。必要により関係書類を添付すること。